## 田畑伸一郎・後藤正憲編『北極の人間と社会』 第9章 国際法に基づく秩序づくり

## 柴田明穂

## 文末註 3)

北極域に適用のある主な国際条約・国際文書一覧				
注: 正式名称 (略称)・署名/採択年・北極圏国及び日本が締約国になっているかの情報 (2019 年 5 月 1 日現在) 凡例:「*A8」は、北極圏 8 ヶ国全てが締約国であることを示す。「〇〇除く A△」は、〇〇を除き他の北極圏△国が 締約国であることを示す。				
1920年2月9日	スピッツベルゲンに関する条約	A8・日本		
1945年6月26日	国際連合憲章(国連憲章)。	A8・日本		
1946年12月2日	国際捕鯨取締条約	カナダを除く A7 (日本は 2019 年 6月 30 日に脱退)		
1948年4月30日	米州機構憲章(OAS 憲章)	カナダ、米国		
1948年5月2日	人の権利及び義務の米州宣言 (米州人権 宣言)	_		
1950年11月4日	人権及び基本的自由の保護のための条約 (ヨーロッパ人権条約)	デンマーク、フィンランド、アイス ランド、ノルウェー、ロシア、スウ ェーデン		
1957年12月6日	日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦 との間の通商に関する条約(日露通商条 約)	ロシア、日本		
1959年12月1日	南極条約	A8・日本		
1963年8月5日	大気圏内、宇宙空間及び水中における核 兵器実験を禁止する条約(部分的核実験 禁止条約)	A8・日本		
1966年12月16日	経済的、社会的及び文化的権利に関する 国際規約(社会権規約)	米国を除くA7・日本		
1966年12月16日	市民的及び政治的権利に関する国際規約 (自由権規約)	A8·日本		
1966年12月16日	市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書	米国を除く A7		
1968年7月1日	核兵器の不拡散に関する条約(NPT)	A8・日本		
1971年2月2日	特に水鳥の生息地として国際的に重要な 湿地に関する条約 (ラムサール条約)	A8・日本		
1973年3月3日	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES)	A8・日本		
1973年11月15日	ホッキョクグマの保存に関する協定	カナダ、デンマーク、ノルウェー、 ロシア、米国		
1974年11月1日	IMO 海上における人名の安全のための国際条約(SOLAS 条約)	A8・日本		
1978年2月17日	IMO1978 年の議定書によって修正された 1973 年の船舶による汚染の防止のための 国際条約(MARPOL 条約)	A8(アイスランドと米国は附属書 IV 非締約国)・日本		
1979年4月27日	IMO 海上における捜索及び救助に関する 国際条約(SAR)	A8・日本		
1979年11月13日	1979 年の長距離越境大気汚染に関する条約	A8		
1982年4月30日	海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)	米国を除く A7・日本		
1989年6月27日	先住民族と種族に関する条約(ILO169 号 条約)	デンマーク、ノルウェー		

1990年11月30日	IMO 油による汚染に係る準備、対応及び 協力に関する国際条約(OPRC)	A8· 日本
1991年7月31日	戦略核兵器削減条約(START I)	米国、ロシア。2009年に失効
1992年5月9日	気候変動に関する国際連合枠組条約	A8・日本
1992年6月5日	生物の多様性に関する条約	米国を除くA7・日本
1994年4月15日	世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 及びその附属協定(WTO協定及びその附 属協定)	A8・日本
1995年8月4日	分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源) 及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する1982年12月10日の海洋に関する国際連合条約の規定の実施のための協定(国連公海漁業実施協定)	A8・日本
1996年9月24日	包括的核実験禁止条約	未発効。米国除くA7・日本は批准
1998年11月13日	投資の促進及び保護に関する日本国政府 とロシア連邦政府との間の協定(日露投 資促進保護協定)	ロシア、日本
2001年5月22日	残留性有機汚染物質に関するストックホ ルム条約	米国を除く A7 (但しデンマークは グリーンランドを適用除外)・日本
2007年9月13日	先住民族の権利に関する国際連合宣言	_
2010年4月8日	戦略攻撃兵器の一層の削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約(新 START)	米国、ロシア
2010年10月29日	生物の多様性に関する条約の遺伝資源の 取得の機会及びその利用から生じる利益 の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議 定書(名古屋議定書)。	カナダ、アイスランド、ロシア、米 国を除く A4・日本
2011年5月12日	北極における航空及び海事の捜索及び救助に関する協力に関する協定(北極 SAR)	A8
2013年5月15日	北極における油による海洋汚染に対する 準備及び対応に関する協力に関する協定 (北極油濁対応協定)	A8
2013年10月10日	水銀に関する水俣条約	ロシアを除く A7・日本
2015年12月12日	パリ協定	A8 (米国トランプ政権は脱退を表明しているが、2019年11 月4日までは正式な脱退通告はできず、且つ、通告後1年後 にしか脱退できない)・日本
2017年5月11日	北極に関する国際科学協力を促進するための協定(北極科学協力協定)	A8
2018年10月3日	中央北極海における規制されていない公 海漁業を防止するための協定(中央北極 公海無規制漁業防止協定)	未発効。署名はカナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシア、米国、中国、アイスランド、日本、韓国、EU

## 文末註 4)

北極域に関連する国連海洋法条約の諸規定一覧				
1.公海自由の原則	公海の範囲	86条		
	公海自由の内容	87条		
	公海における旗国の排他的管轄権	92 条		
	公海における生物資源の保存義務	117条		
	船舶からの汚染防止義務	211 条		
	海洋の科学的調査に関する一般原則	240 条		

2.内水・領海・無害通航権	領海及び内水に対する沿岸国の主権	2条
	領海の幅	3条
	内水: 基線の内側の水域	8条
	領海における無害通航権、沿岸国の義務	17-19, 24条
	領海における潜水船による無害通航権	20条
	国際海峡における通過通航権	37,38条
	海峡沿岸国の義務	44条
	強化された無害通航権	45条
	氷に覆われた水域における沿岸国の特別規制	234条
3.資源開発に対する主権的権 利	排他的経済水域(EEZ)の天然資源に対する主権的 権利	56条
	EEZ の幅	57条
	EEZ 沿岸国の生物資源保存義務	61 条
	EEZ 沿岸国による漁獲可能量の決定と余剰分の他	62 条
	国への提供	,-
	高度回遊性魚種に関する規定	64 条
	クジラなどの海産哺乳動物に関する規定	65 条
	遡河性魚種に関する規定	66 条
	EEZ 沿岸国による法令の執行	73条
	大陸棚の定義	76条
	大陸棚に対する沿岸国の権利	77, 81 条
	大陸棚の上部水域及び上空における他国の権利	78条
	大陸棚における他国の海底電線等の敷設の権利	79条
	深海底 (大陸棚を越える海底及びその下)	136, 137 条
	海洋環境の汚染防止・軽減義務	194条
4.海洋の科学的調査	海洋の科学的調査(MSR)の権利	238条
	MSR の促進義務及び一般原則	239, 240 条
	MSR の好ましい条件を創出するための協力義務	243条
	MSR の知識やデータを公表し円滑に流通させる 義務	244 条
	<del>我</del> 物   領海における MSR:沿岸国の明示の同意	245 条
	EEZ 及び大陸棚での MSR:沿岸国の同意の条件	246, 252 条
	沿岸国による MSR の停止又は終了	253条
	但圧凹による MON 以序正人は於!	400 末

文末註 10) 稲垣治・柴田明穂編『北極国際法秩序の展望』(東信堂、2018年) 232 頁より転載。

